

◆◆◆登録票書換え交付申請（販売業）について◆◆◆

- ◎ 申請から登録証書き換え交付までの標準的事務処理期間：10 日
- ◎ 申請手数料：2,400 円
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

1. 登録票書換え交付申請について

登録票の記載事項に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。ただし、店舗の移転に伴う所在地変更及び営業者の変更の場合は新規の登録申請が必要です。

1-1 登録票書換え交付申請に必要な書類

- ①登録票書換え交付申請書（規則第 11 条の 2 別記第 12 号様式）
- ②登録票（原本）
- ③変更事項を証する書類

1-2 登録票書換え交付申請書の記載上の留意点

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日であること。
- (2) 店舗の所在地及び名称欄には、変更後の所在地及び名称を記載すること。
- (3) 変更内容の事項欄には、変更があった氏名（法人にあつてはその名称）、所在地の住居表示、店舗の名称を具体的に記載すること。
- (4) 変更年月日は、変更が生じた年月日を記載すること。
- (5) 毒物劇物 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記載すること。
- (6) 申請年月日は、提出年月日を記載すること。
- (7) 氏名は、変更後の名称を記載すること。

1-3 変更事項を証する書類の種類

- (1) 氏名変更の場合には、戸籍謄本若しくは抄本 ※
- (2) 法人の名称変更の場合には、登記事項証明書 ※
- (3) 住居表示変更の場合には、市区町村長が発行する住居表示変更証明書

※ 発行後 6 ヶ月以内で、変更前後が確認できるもの。写し可。

写しを提出する場合、以下の（ア）～（ウ）の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

【記載事項】

- （ア）当該写しが原本と相違ない旨

(イ) 原本証明を行った年月日

(ウ) 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

なお、添付した写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

2. その他の留意事項

- (1) 登録申請時に住所・氏名等を誤って申請し、後日これらの事項を訂正するために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあつた旨の理由を備考欄に記載すること。
- (2) 住居表示変更に伴う書換え交付申請の場合、手数料は不要です。

別記第 12 条様式（第 11 条の 2 関係）

登録票書換え交付申請書

登録番号及び 登録年月日			
店舗の 所在地及び名称		(電話)	
変更 内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

一般販売業

上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 登録票 の書換え交付を申請します。

特定品目販売業

年 月 日

住所 (法人にあつては主たる
事務所の所在地)氏名 (法人にあつてはその名称
及び代表者の氏名)

豊中市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：